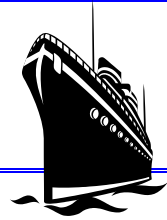


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

出港前報告制度（日本版 24 時間ルール）について【2014年3月施行】

日本版「24時間ルール」が2014年3月より施行されました。

正式名称は「出港前報告制度」で、海外積出港からコンテナ貨物を輸入する場合、同地の報告義務者（Master B/Lを発行する船会社もしくはHouse B/Lを発行するNVOCC）は積荷情報について原則、海外積出港の出港24時間前までに税関に報告しなければならないというものです。

1. 日本版24時間ルール導入の背景

テロ対策等、国際的な物流セキュリティ強化の観点から、税関においてより早い段階で海上コンテナ貨物に関する情報を入手することにより、これまで以上に水際における取締りを強化する必要があることから、日本版24時間ルールは導入されました。2001年9月に発生した米国同時多発テロを契機とし、世界税関機構（WCO）は「国際貿易の安全および円滑化のためのWCO基準の枠組み」として、方策をとりまとめましたが、税関は海上コンテナ貨物に係る積荷情報を当該貨物の積出前に電子的に入手すべきとしており、すでに米国他で同様のルールが施行されております。

2. 日本版24時間ルールの概要



原則、電子的報告

3. ポイント

(1) 報告対象貨物

日本に入港しようとする船舶に積載するコンテナ貨物
（空コンテナ、Break Bulk貨物、日本で荷卸しないコンテナ貨物は対象外）

(2) 報告義務者

船会社：Master B/L情報、NVOCC：House B/L情報

(3) 報告内容

積荷に関する事項の報告（必須）項目が規定されておりますが、主な項目は以下の通りです。

- ・ 荷送人名
- ・ 荷受人名
- ・ 品名
- ・ B/L番号
- ・ コンテナ番号
- ・ シール番号 等

(4) 報告方法

NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して電子的に報告する）

(5) 報告期限

船積港の本船出港24時間前までに報告する。

(6) 罰則

報告期限までに報告がなされなかった場合、又は偽った報告をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

4. 実務上の留意点

(1) NVOCCへの働きかけ

NVOCCを利用しない荷主の場合、船会社が海外で申告を代行しているので大きな問題は無いと言われていました。しかしHouse B/Lを発行するNVOCCの場合はそうはいかず、海外積出港のNVOCCが自らの手できちんと税関報告をしなければならないということになります。

たとえば海外積出港のNVOCCが日本版24時間ルールをよく知らない場合、報告業務忘れや内容不備が原因で日本側にて貨物を卸せなくなる可能性があります。

荷主としてはNVOCCにおける管理を徹底する様、働きかけを行うことが重要となります。

(2) 費用面について

船会社・NVOCCでは日本版24時間ルール開始に伴いチャージ（追加料金）の導入が検討されています。追加料金については船会社・NVOCC、航路毎に異なる様ですが、1件あたり25ドルから40ドルと言われており、その分コストが増加することになります。

5. 施行後の運営状況

制度を主宰する財務省関税局は、改善の余地はあるとしながらも「ほぼ順調にきている」（監査課）と話し、大きな問題もなく運営されているとの見方を示しています。

「24時間ルール」開始前には、日本の税関制度に不案内な海外の報告義務者が日本の税関当局の要求にどこまで対処できるのか疑問視され、輸入貨物の引き取りに支障が生じることが懸念されてきましたが、思いのほか順調に運用されているようです。

あるフォワーダーは入力・送信業務は海外拠点が行うが、その様子を日本の担当部署がモニタリングすることで問題点を把握し対処している様です。順調な運営のためには、海外積出港側の船会社との連携がポイントになりますが、船会社毎に対応に差があるため、やはり日本側で状況を注視し問題を把握することが重要と考えられます。

<参考文献一覧>

- ・ 日本海事新聞 2014年3月19日
- ・ 税関HP (<http://www.customs.go.jp>)

以 上